

JAXA第4期中長期目標の変更案について

令和5年12月19日
経済産業省宇宙産業室

JAXA法第19条に基づき、令和5年6月13日に閣議決定された宇宙基本計画の変更に伴い、JAXA中長期目標の変更を行う。

第十九条 主務大臣は、通則法第三十五条の四第一項に規定する中長期目標（次項及び次条において「中長期目標」といい、航空科学技術に関する基礎研究及び航空に関する基盤的研究開発並びにこれらに関連する業務に係る部分を除く。）を定め、又は変更するに当たっては、宇宙基本法第二十四条に規定する宇宙基本計画に基づかなければならない。

また、第212回臨時国会において「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法の一部を改正する法律」が可決、成立したことに伴い、中長期目標に、民間事業者及び大学等が行う研究開発に対する助成に係る内容を追加する。

【「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法の一部を改正する法律の概要」より】
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下「機構」という。）の業務として、宇宙科学技術に関する先端的な研究開発の成果を活用し宇宙空間を利用した事業を行おうとする民間事業者等が行う先端的な研究開発に対して必要な資金を充てるための助成金の交付に関する業務を追加するとともに、基金を設ける。

中長期目標本文の変更

赤字：追記・修正箇所
 下線：配置換えを行った箇所
 黄色ハイライト：経産省の評価項目

- 新宇宙基本計画に基づき、中長期目標の構成及び項目名を変更する。
- JAXA法改正を踏まえ、III. 6 項に「戦略的かつ弾力的な資金供給機能の強化」を追加する。

現行	変更案
<p>I. 政策体系におけるJAXAの位置付け及び役割</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 1. 多様な国益への貢献 <ol style="list-style-type: none"> 1. 1. 1. 宇宙安全保障の確保 1. 1. 2. 災害対策・国土強靱化や地球規模課題の解決への貢献 1. 1. 3. 宇宙科学・探査による新たな知の創造 1. 1. 4. 宇宙を推進力とする経済成長とイノベーションの実現 1. 2. 産業・科学技術基盤を始めとする我が国の宇宙活動を支える総合的基盤の強化 <p>II. 中長期目標の期間</p> <p>III. 宇宙航空政策の目標達成に向けた具体的取組</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. JAXAを取り巻く環境変化 2. JAXAの取組方針 3. 宇宙政策の目標達成に向けた宇宙プロジェクトの実施 <ol style="list-style-type: none"> 3. 1. 準天頂衛星システム等 3. 2. 海洋状況把握・早期警戒機能等 3. 3. 宇宙状況把握 3. 4. 宇宙システム全体の機能保証強化 3. 5. 衛星リモートセンシング 3. 6. 宇宙科学・探査 3. 7. 国際宇宙探査 3. 8. ISSを含む地球低軌道活動 3. 9. 宇宙輸送システム 3. 10. 衛星通信等の技術実証 3. 11. 人工衛星等の開発・運用を支える基盤技術 (追跡運用技術、環境試験技術等) 4. 宇宙政策の目標達成に向けた分野横断的な研究開発等の取組 <ol style="list-style-type: none"> 4. 1. 民間事業者との協業等の宇宙利用拡大及び産業振興に資する取組 4. 2. 新たな価値を実現する宇宙産業基盤・科学技術基盤の維持・強化 (スペース・デブリ対策、宇宙太陽光発電含む) <p>5. 航空科学技術 (新設)</p> <p>6. 宇宙航空政策の目標達成を支えるための取組</p> <ol style="list-style-type: none"> 6. 1. 国際協力・海外展開の推進及び調査分析 6. 2. 国民の理解増進と次世代を担う人材育成への貢献 6. 3. プロジェクトマネジメント及び安全・信頼性の確保 6. 4. 情報システムの活用と情報セキュリティの確保 6. 5. 施設及び設備に関する事項 <p>7. 情報収集衛星に係る政府からの受託</p> <p>IV. 業務運営の改善・効率化に関する事項</p> <p>V. 財務内容の改善に関する事項</p> <p>VI. その他業務運営に関する重要事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 内部統制 2. 人事に関する事項 	<p>I. 政策体系におけるJAXAの位置付け及び役割 (削除)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 1. 宇宙安全保障の確保 <ol style="list-style-type: none"> 1. 2. 国土強靱化・地球規模課題への対応とイノベーションの実現 1. 3. 宇宙科学・探査における新たな知と産業の創造 1. 4. 宇宙活動を支える総合的基盤の強化 <p>(削除)</p> <p>II. 中長期目標の期間</p> <p>III. 宇宙航空政策の目標達成に向けた具体的取組</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. JAXAを取り巻く環境変化 2. JAXAの取組方針 3. 宇宙政策の目標達成に向けた宇宙プロジェクトの実施 <ol style="list-style-type: none"> 3. 1. 海洋状況把握・早期警戒機能等 3. 2. 宇宙システム全体の機能保証強化 3. 3. 宇宙状況把握 3. 4. 次世代通信サービス 3. 5. リモートセンシング 3. 6. 準天頂衛星システム 3. 7. 人工衛星等の開発・運用を支える基盤技術 (追跡運用技術、環境試験技術等) 3. 8. 宇宙科学・探査 3. 9. 月面における持続的な有人活動 3. 10. 地球低軌道活動 3. 11. 宇宙輸送 4. 宇宙政策の目標達成に向けた分野横断的な研究開発等の取組 <ol style="list-style-type: none"> 4. 1. 民間事業者との協業等の宇宙利用拡大及び産業振興に資する取組 4. 2. 新たな価値を実現する宇宙産業基盤・科学技術基盤の維持・強化 (スペース・デブリ対策、宇宙太陽光発電含む) <p>5. 航空科学技術</p> <p>6. 戦略的かつ弾力的な資金供給機能の強化</p> <p>7. 宇宙航空政策の目標達成を支えるための取組</p> <ol style="list-style-type: none"> 7. 1. 国際協力・海外展開の推進及び調査分析 7. 2. 国民の理解増進と次世代を担う人材育成への貢献 7. 3. プロジェクトマネジメント及び安全・信頼性の確保 7. 4. 情報システムの活用と情報セキュリティの確保 7. 5. 施設及び設備に関する事項 <p>8. 情報収集衛星に係る政府からの受託</p> <p>IV. 業務運営の改善・効率化に関する事項</p> <p>V. 財務内容の改善に関する事項</p> <p>VI. その他業務運営に関する重要事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 内部統制 2. 人事に関する事項

参考) 独立行政法人通則法 (抜粋)

(中長期目標)

- 第三十五条の四 主務大臣は、五年以上七年以下の期間において国立研究開発法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中長期目標」という。）を定め、これを当該国立研究開発法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 中長期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。
 - 一 中長期目標の期間（前項の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。以下同じ。）
 - 二 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項
 - 三 業務運営の効率化に関する事項
 - 四 財務内容の改善に関する事項
 - 五 その他業務運営に関する重要事項
 - 3 主務大臣は、中長期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、委員会の意見を聴かななければならない。
 - 4 主務大臣は、前項の規定により中長期目標に係る意見を聴こうとするときは、研究開発の事務及び事業（軽微なものとして政令で定めるものを除く。第三十五条の六第六項及び第三十五条の七第二項において同じ。）に関する事項について、あらかじめ、審議会等（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十七条若しくは第五十四条又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるもの（以下「研究開発に関する審議会」という。）の意見を聴かななければならない。
 - 5 主務大臣は、研究開発に関して高い識見を有する外国人（日本の国籍を有しない者をいう。次項において同じ。）を研究開発に関する審議会の委員に任命することができる。
 - 6 前項の場合において、外国人である研究開発に関する審議会の委員は、研究開発に関する審議会の会務を総理し、研究開発に関する審議会を代表する者となることはできず、当該委員の数は、研究開発に関する審議会の委員の総数の五分の一を超えてはならない。

(中長期計画)

- 第三十五条の五 国立研究開発法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中長期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中長期目標を達成するための計画（以下この節において「中長期計画」という。）を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 中長期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
 - 二 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
 - 三 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
 - 四 短期借入金の限度額
 - 五 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
 - 六 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
 - 七 剰余金の使途
 - 八 その他主務省令で定める業務運営に関する事項
 - 3 主務大臣は、第一項の認可をした中長期計画が前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中長期計画を変更すべきことを命ずることができる。
 - 4 国立研究開発法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中長期計画を公表しなければならない。